

第14回入善町農業委員会議事録

令和6年9月6日午後1時30分から第14回入善町農業委員会が3F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名

出席委員 15名

1番 五十里 章	2番 廣 清 奈緒美	3番 寺 田 晴 美	4番 森 下 さゆり
5番 森 下 吉 光	6番 上 田 幸 嗣	8番 竹 田 隆 浩	9番 嶋 先 良 昭
10番 安 藤 清 雅	11番 小 林 真一郎	12番 米 山 義 隆	14番 前 田 俊 彦
15番 永 山 美 和	16番 亀 田 英 司	17番 上 野 好 雄	

欠席委員 2名

13番 坪 野 和 夫 18番 田 中 吉 春

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	川 原 弘 美
入善町農業委員会	主 任	浜 西 亮 介
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第49号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第4	議案第50号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第51号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について

議長（米山 義隆）

皆さんおつかれさまです。台風10号が来るのかと心配していましたが、大雨だけで済んでよかったなと思っております。残暑が厳しい中で、ちらっと聞いた話によりますと今年も、もしかするとコシヒカリの品質について、早いものに関しては若干白いものが見受けられるという雰囲気聞いております。これからの話になりますが、今年は割と寒暖の差もあった中で、昨年のような特徴があるということで若干不安な思いであります。ただ、皆さんご存じのとおり、米価が今年はしっかり上がったということで、毎日のようにテレビ各局が大騒ぎしておりますが、今まで本来これくらいの金額で行くべきだろうし、これ以上の値段でやるのが農家を続けていくためには大事なことだと思います。やはり高いものは高いということを消費者に分かっていただくというのも小売りの皆さんの努力なのかなと思いますし、ハワイに行きますと物価がすごく高いですが皆さん給料をちゃんともらっておられるから、そのぐらいの価格であってもやっていけており、やはり日本も高いものは高いというところでしっかり消費していただける意識の醸成というのが必要なかなと思いますが、米価が上がったことに対しては安堵しております。

それから先日、農業者年金の研修会がありまして、永山推進部長をはじめ、女性委員の方々に参加していただいて、研修を受ける中では、国民年金だけでやっていこうという考えは絶対だめだということをしっかり勉強させていただきました。また、後ほど各地区において対象者の方がいらっしゃればお知

らせさせていただきたいと考えております。

また、情報推進委員会研修というものがあまして、全国農業新聞から本社の方が来られました。農業委員をやっておりますと、全国農業新聞を読んでいただければ農業委員をやる意義などが詳しく書いてありますので、ぜひそういったところを参考にさせていただいて、購読いただくようお願いしたいなということでもあります。

それからもう1点、最近、農機具の盗難が流行っていると聞いております。圃場に農機具を置いておくのであればキーは抜いておくこと、できれば家の方にもっていくのが間違いないですが、最低限、キーは抜いておくことをお願いしたいと思います。農業委員の皆さんも農家の方に声をかける際には、農機具の話をしていただければ。それから米価が高騰したということで、おそらく米を狙ってくる不届き者も出てくる可能性があります。やはり屋内にあるとはいえ米に関しても可能性が大きくなりますから、作業場の戸締り、そういったものにも気をつけていただけるよう農業委員の方からもお声かけいただきたいというふうに思います。少し長くなりましたが、暑い日がまだまだ続きますので体調管理には十分注意いただいて農作業を行っていただきたいというふうに思います。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。11番小林委員と14番前田委員に決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第49号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第49号「農地法第4条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

申請番号 1

申請地：入善町入膳〇〇

台帳地目 田 142㎡ 現況 宅地

申請人 入善町〇〇 〇〇 〇〇 さん

転用目的「貸駐車場敷地」

申請地は、入善町の街なかの、住宅や月極駐車場が密集している地域にあります。周辺には農地はありません。

申請人の夫は、昭和45年ごろに、周辺住民からの要望を受けて、申請地に盛土し、砂利敷の貸駐車場を建設しました。周辺には駐車場のない住宅が多いため、貸駐車場の需要が高く、平成元年にはコンクリート舗装も行うなどの補修管理をしながら、現在に至るまで継続して貸駐車場敷地として利用しております。

今回、資産の確認を行っていたところ申請地が農地であることが判明し、その是正もかねて、無断転用を反省する始末書を添付しての転用申請となりました。

申請地は第3種農地であり、原則許可のため、農地の区分と転用目的に問題はありません。

また、申請地は昭和47年3月15日に農業振興地域外となり、除外手続きは不要です。入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は、五十里委員にいただいております。

申請番号 2

申請地：入善町青木〇〇

台帳地目 田 178㎡ 現況 宅地

申請人 入善町〇〇 〇〇 〇〇さん

転用目的「一般住宅敷地」

申請人の〇〇 〇〇さんは、申請地の近くのご自宅に、ご家族7名で生活しています。令和5年に、申請地にお住まいだった兄 〇〇 〇〇さんが亡くなり、相続手続きをしたところ、住宅敷地の一部が農地であることが判明したことから、今回、是正のために始末書を添えて転用申請するものです。

敷地には、住宅や車庫、除雪機や草刈機などの農機具を保管するための納屋などが建築されており、申請人の〇〇さんご家族がそのまま利用する予定です。

申請地は第1種農地ですが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、許可基準は「既存の施設の拡張」（既存面積725.80㎡のうち1/2を超えない）の項目に適合すると認められ、転用目的には問題がないと考えられます。

なお、申請地につきましては昭和47年3月15日に除外済であり、入善町土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は、上田委員にいただいております。

以上2件になります。よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。まず、1番、五十里委員より説明をお願いします。

五十里委員

〇〇事務所から依頼があり、すぐ現地確認を行いました。街なかの駐車場なので問題ないと判断しました。

議長（米山 義隆）

では続いて申請番号2番、上田委員より説明をお願いします。

上田委員

同じく〇〇事務所から依頼があり、相続時に畑が混じっていたことが分かったとのことで、現地確認をしましたが、以前から仕切られており、住宅敷地として5棟ほどあり、壊れたハウス等もあり、昔は畑だったのかなど。住宅自体は空き家になっております。特段問題ないと判断しハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

ありがとうございます。それでは、この案件について質疑等を行いたいと思います。各委員からどなたでもご発言いたします。

議長（米山 義隆）

2番目の相続人の方はどこにおられるんですか。

上田委員

近所に住んでおられます。

議長（米山 義隆）

ほかには何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第49号農地法第4条の規定による意見進達について、原案通り進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り県知事へ進達することと決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第50号農地法第5条の規定による意見進達についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第50号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号 1

申請地：入善町福島〇〇

台帳地目 畑 224㎡

譲渡人 入善町〇〇 〇〇 〇〇 さん

譲受人 入善町〇〇 農事組合法人〇〇〇〇

転用目的「作業所敷地搬入路」、権利の種類「所有権移転」

譲受人の農事組合法人〇〇は、水稻・大豆を中心に、現在約〇〇haを耕作する法人です。

譲受人は、現在、申請地に隣接する宅地に建築された作業所を借りて、農作業や所有している農機具の保管などに利用しています。

作業所へは、譲渡人である〇〇氏の自宅横から出入りしていましたが、今回、作業所を購入に伴い、町道から直接作業所へ出入りできるような搬入路を建設する計画です。

申請面積は224㎡。大型農機具で作業所へ出入りするための搬入路として必要な面積であり、作業効率を向上させ、農事組合法人の経営安定に繋げるために必要な面積であると考えます。

雨水排水については、申請地東側の側溝をとおして用悪水路に排水する予定です。

申請地は第1種農地ですが、転用目的が「作業所敷地搬入路」であり、許可基準は「隣接する土地との一体利用」（全体面積719.61㎡のうち1/3以下）の項目に適合すると認められ、転用目的には問題がないと考えられます。

なお、申請地につきましては昭和47年3月15日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は、小林委員にいただいております。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました小林委員より説明をお願いします。

小林委員

8月18日に現地確認をしまして、〇〇営農組合の組合長から聞き取りを行っております。〇〇営農組合は100ヘクタールを超える大規模経営体であり、農機具をたくさん所有しておられますが、従来から、この地図上の〇〇〇さんの作業所を賃借しながら格納していたということで、今回、〇〇〇さんの方から作業場と合わせて畑を買ってくれないかと要望があったため、それに応えて、今ほど事務局から説明があったように、県道は〇〇〇さんの宅地を通る形になりますが、裏の町道については、申請地を購入すれば直接出ていけるといことも含めて購入しようということになりました。現状も耕作はされていなくて、現状もトラクターの駐車場として使われていますので、有効活用するという形からしても問題ないだろうということで判断したところになります。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。

それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

畑のままで駐車場になっているということですか。

小林委員

トラクターを駐車するという意味で、トラクターであれば問題ないと思います。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第50号農地法第5条の規定による意見進達について、原案通り進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り県知事へ進達することと決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第51号農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第51号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」、入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。

農地の所有権移転については、農地法第3条によるものと、農地中間管理機構の農地売買等事業、いわゆる特例事業を利用した農業経営基盤強化促進法によるものがあります。特例事業は、農業振興地域内の農用地区域内の農地であることや、転用・転売目的の所有権移転でないこと、買い手が安定した農

業経営に従事する就農者であること等の条件を満たせば、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積等促進計画による所有権移転を適用でき、売り手は譲渡所得税の特別控除を、買い手は不動産取得税や登録免許税の軽減を受けることができるというメリットがあります。
議案第51号の所有権移転は、この特例事業を利用した所有権移転です。

今回は1件の申し出があり、県農林水産公社から、飯野地区の(株)〇〇〇さんに売り渡されるものです。

また、今回の案件は所有者の〇〇〇さんから県農林水産公社に所有権移転されたものであり、6月の総会にて皆様にご審議いただいたものです。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。
それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

皆さん特例事業がどういうものか分かっておられますか。特例事業について事務局から簡単に説明してもらえますか。

事務局

特例事業について、先ほども説明させていただきましたが、通常、農地を所有権移転する際には農地法3条の許可を得る必要がありますが、この特例事業では売り手から農地中間管理機構に一時的に所有権を移し、農地中間管理機構から買い手に所有権を移すやり方になります。メリットとしましては契約書を作る必要がない等手続きの手間を省略できることと先ほども説明しました譲渡所得の控除や不動産取得税、登録免許税の軽減を受けることができます。デメリットとしては、一度農地中間管理機構に所有権を移すため、農業委員会に諮ったりとする手間が発生しますので、全部完了するまでに時間がかかるというものになります。

議長（米山 義隆）

買い手は法人だけですか。

事務局

認定農業者等で法人とは限りません。あと細かい条件を言いますと周辺に1ヘクタール以上の耕作している面積が買い手側でないと対象にならないといった面積要件もあります。

安藤委員

直接売買する場合と公社を通す場合で売買金額は変わるわけではないんですか。

議長（米山 義隆）

金額に関しては売り手と買い手で決まる話で。

事務局

この特例事業を使う際には、売買する金額がその地域の相場以上の金額と定められているので、明確な金額は言いにくいですが、低額の譲渡になりますと中間管理機構側で判断して特例事業が使えないといわれる可能性もあります。

森下委員

事前に事務局に確認した方がよろしいですか。

事務局

そうですね。事前に相談いただければ、特例事業の対象になるか中間管理機構に事前確認を行います。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。

議案第51号農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

次回の総会の日程をお知らせしておきます。

令和6年10月8日火曜日午後1時30分より行います。

それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

（農業委員会研修視察について事務局より説明）

事務局

（農業者との意見交換会について事務局より説明）

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（米山 義隆）

ないようですので、これをもちまして、第14回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総会は令和6年10月8日火曜日、午後1時30分になります。

（閉会 午後2時10分）